

弁護士による消費者教育の取り組みについて

平成29年8月19日

弁護士 江花史郎

第1 新潟県弁護士会の取り組み

1 消費者保護委員会

消費生活ネットワーク新潟、消費者協会からの受託により、各自治体において啓発講座を実施した。

平成28年度：関川村、新発田市、刈羽村、津南町、出雲崎町、胎内市

平成29年度：田上町、弥彦村、津南町、刈羽村

内容は、特殊詐欺、悪質商法の手口の紹介・対応策に関するもの、高齢者の消費者被害を防止するための見守りの重要性に関するもの等が多い。サポーターによる寸劇と組み合わせて、弁護士が解説をするパターンも多い。

「無料」「サンプル」をクリックし続ける

※ IPA(情報処理推進機構)IPより

ワンクリック詐欺

- ▶ 支払わないと、自宅や勤務先に督促の電話や手紙が届くのではないですか？
- ▶ 来ないので、心配しないでください。
- ▶ 画面に、私のIPアドレス、プロバイダ情報、携帯電話会社が表示されているが、本当に自宅や勤務先に連絡は来ないのですか？
- ▶ それらの情報だけでは、利用者の氏名、住所、電話番号等は知られません。
- ▶ ※ ただし、スマホ等のアプリを用いている場合は要注意→電話やメールが来ても無視

※ パワーポイントの一例

参加型の講座（ロールプレイング、クイズ形式等）を心がけている。

県や自治体が作っているパンフや小物の利用を心がけている。

2 学校へ行こう委員会

弁護士が学校での出前授業を行う。消費者教育に限定しない（添付資料の講義メニュー参照）。

消費者教育以外には、スマホ・SNS、いじめ防止、主権者教育、キャリア教育等が人気がある。

平成27年度：106校、受講者数1万3729人

平成28年度：112校、受講者数1万3668人

本年7月に、「社会への扉」を用いた出前授業を行った。

消費者市民社会に関しては、自作のパワーポイントを用いた授業を行った。

<p>消費者市民社会</p> <p>「持続可能な社会」とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源は無限ではない ・大量消費・大量廃棄、環境破壊を繰り返していったら・・・持続することは不可能

<p>消費者市民社会</p> <p>「買い物は投票」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入物の選択 エシカル消費 フェアトレード商品→「フェアトレード チョコレート」で検索！ オーガニック商品→「オーガニックコットン」で検索！ 地産地消

※ パワーポイントの一例

第2 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会（消費者教育・ネットワーク部会）の取り組み

- 1 パンフレット（Q&A消費者教育推進法と消費者市民社会）の作成（添付資料）
- 2 岩波ブックレット「お買い物で世界を変える」の作成（平成28年）
- 3 「消費者教育の推進に関する意見書」（平成29年3月）（添付資料）



第3 消費者市民社会の浸透と課題について

- 1 消費者市民社会とは？
- 2 消費者市民社会の浸透は、消費者被害の防止に繋がるのか？
- 3 「買い物で投票」しても、どうせ変わらないのでは？

以上

（資料）

- 1 弁護士と学ぼう！の紹介チラシ、講義メニュー、申込書
- 2 Q&A消費者教育推進法と消費者市民社会
- 3 消費者教育の推進に関する意見書（日本弁護士連合会）

弁護士と学ぼう！

～弁護士を学校やPTAの会合等へ呼んでみませんか？～

こんにちは、新潟県弁護士会です！

私たちは、有志の弁護士で学校におじゃまして、出張授業をしています！

1 講義メニュー一覧(裏面)をご覧ください。

講演、模擬裁判、寸劇など、どんな内容でも誠心誠意、可能な限り対応します。

2 費用は一切かかりません！

公益活動の一環として、講師の派遣費用等は新潟県弁護士会が負担します。

3 学校に関するものであれば全て対象となります！

生徒以外でも、教員、PTAの会合その他学校に関するものは全て対象になります。

4 申込方法はとても簡単！

申込書をFAXするか、必要事項をメールで送信するだけです(申込書ご参照)。

5 派遣実績は…？

これまで延べ約400校・約50,000人の子どもたちと学ばせていただいています！

6 お申し込みの際の留意点

おかげさまで、毎年多数のお申し込みをいただいています。そのため、大変恐縮ですが派遣件数に上限を設けさせていただく場合があります。また、実施日まで余裕をもってお申し込みください(2～3か月前までのお申込をお願いしています)。

限られた予算と人員で実施しているため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

「弁護士と学ぼう！」



<http://www.niigata-bengo.or.jp>

〒951-8126

新潟県弁護士会
(学校へ行こう委員会)

電話 025(222)5533 FAX 025(223)2269

メール bengoshitomanabou@gmail.com

講義メニュー一覧（弁護士と学ぼう！）＊ほんの一例です。記載のないテーマでも対応いたします。

主テーマ	説 明	主な対象	目安時間	人気度	備考
1 弁護士ってどんな人？ （キャリア教育・職業紹介）	最近、テレビで見かけることも多く、前よりは身近になってきた弁護士。しかし、実際はどんな人なのか、どういった弁護士になれるのか、どんな仕事をしているのか、具体的な話をふんたんに交えて弁護士の仕事を分かりやすく紹介いたします。	全て	40～60分	★★★★	小学生から高校生まで幅広い申し込みがあります。
2 スマホ・インターネットって怖いもの！？	スマートフォンは便利ですが、インターネット・SNS・LINEなどを通じて子どもが狙われる被害も多発しています。近年はSNS・LINEを通じていたじめ問題になっています。被害から身を守るために、親や子どもはどうしたらよいのでしょうか。その疑問にズバリ答えます。	全て	40～60分	★★★★★	「いのちの大切さ」やいじめとの組合せが多いです。教員・PTAからの要望も多いテーマです。
3 「いのちの大切さ」を学びましょう	日本は、先進国の中で特に若年層の自殺率が高いそうです。いじめなどの学校問題を原因として子どもたちが自ら命を絶ってしまう例も後を絶ちません。LINEからいじめに発展するケースも、これらを防ぐためには？様々な問題を通じて、弁護士と一緒に「いのちの大切さ」を学びましょう。	全て	40～60分	★★★★★	スマホ・SNSとの組合せやワークルールの多いテーマです。
4 いじめ防止対策推進法が施行されました。いじめを防ぐにはどうしたら良いのでしょうか。法律の専門家である弁護士と一緒に考えてみましょう。		全て	40～60分	★★	特に小学校高学年～中学生からご要望の多いテーマです。
5 消費者教育 （巣立ち教室・消費者市民社会）	①契約トラブルや悪徳商法などの消費者トラブルに対してすぐに役立つ法律知識（巣立ち教室）、②自分だけでなく周囲の人々や将来の人々のことも考えて生活する「消費者市民社会」の実現に関する授業（フェアトレード・食品ロス等を例に）。社会生活の上で必要な法的知識や実践的な行動力・思考力を育みます。	全て	40～90分	★★★★	消費者教育推進法及び学習指導要領において求められている「消費者教育」を弁護士を通じて実践できます。
6 なぜ「悪いことをした人」を守るのが必要なのでしょうか？	弁護士は「悪いことをした人」の弁護人になります。なぜ、そんな人を守るのでしょうか？なぜ弁護士が分かりやすい説明します。	中学生以上	40～60分	★★	高校生からの申し込みが多いテーマです。
7 模擬裁判を体験しよう！	平成21年5月から裁判員裁判がスタートしました。将来、子どもたちも裁判員に選ばれるかもしれません。しかし、実際の裁判手続はどのように進むのでしょうか？今のうちから、模擬裁判を見たり体験したりしてみませんか？	中学生以上	90分～120分	★★	3か月以上前までにお申し込みください。詳細はご相談ください。
8 模擬選挙やってみよう！	弁護士が身近なテーマについて公約を掲げて候補者役となり、選挙演説を行い、実際に生徒に投票して貰います。一票の重みを知り、民主主義を体感できます！	中学生以上	60～120分	★	3か月以上前までにお申し込みください。詳細はご相談ください。
9 みんなのルールを決めてみよう（法教育）	身近な事例を題材に、教室で解決の方法をみんな考えてみよう！弁護士が議論をサポートするので初めてでも安心です。	中学生以上	60分～120分	★	校内グラウンドのルール、町内会ゴミ捨てのルールなどの実施例があります。
10 憲法と私たちの暮らし	最近話題の憲法。しかし、そもそも「憲法」ってどんなものでしょうか。「基本的人権」ってどんなものでしょうか。身近なできごとから、憲法について弁護士と一緒に考えてみましょう。	中学生以上	40～60分	★	身近な事例から人権を考える、世界史から立憲主義を考える、などの実施例があります。
11 少年が関わる犯罪とは？	少年が関わる犯罪の報道が増えています。「少年法」も話題になりました。実際の手続はどのような流れで、教師・親・子どもはどのように関与するのでしょうか。弁護士が分かりやすく説明します。	中学生以上	40～60分	★	スマホ・SNSと組み合わせて少年にかかわる犯罪のお話をすることも多いです。
12 主権者教育始めませんか？	選挙権を得られる年齢が満18歳以上になりました。よりいっそう、子どもたちが政治と選挙に関心を持つこと、政治的・法的主体になることが求められています。政治的中立性を保ちながら、法の専門家である弁護士が分かりやすく説明します。	高校生以上	60～120分	★★★★	若干高度な内容を含みますが、分かりやすく説明します。
13 ワークルールの（フラック企業など）	労働条件や労働形態等の労働に関するトラブル、アルバイト先でのトラブルが増えています。どのように対応すれば良いのでしょうか。フラック企業とは？フラックアルバイトとは？パワハラ・セクハラ・マタハラとは？弁護士が詳しくお話しします。	高校生以上	40～90分	★★★★	主に高校生を対象としたテーマです。
14 その他（過去の実施例）	人権研修、女性と人権、デートDV、薬物問題、法学入門、知的財産と法、医療と法、交通事故、親子で学ぶ〇〇、学校事故への対応、給食費問題 など様々な実施例があります。	要相談	40～120分	★★	どんなテーマでもご相談ください。

申込書

年 月 日

送付先FAX番号 025-223-2269 (新潟県弁護士会 学校へ行こう委員会宛)

※以下の点にご留意の上、お申し込みください。

・希望日はできる限り複数ご記入ください(特に1つのみの場合、ご期待に添えない場合があります)。

・お申込は、希望日の2~3か月以上前までにお願いたします(2か月を切っている場合、ご期待に添えない場合があります)。

学校名							
住所	〒						
	電話	FAX					
メールアドレス (任意)							
ご担当者名							
希望日時	第1希望	年	月	日 ()	時	分から	時間程度
	第2希望	年	月	日 ()	時	分から	時間程度
	第3希望	年	月	日 ()	時	分から	時間程度
①対象	①対象を○で囲んでください 生徒(年生)・教員・PTA・その他()						
②人数	②概算人数(人程度)						
③希望内容	③希望内容(メニュー番号またはご自由にお書きください)						
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・担当弁護士が決まり次第、FAX又はメール(申込方法に準ずる)でご連絡いたします。 ・1回の派遣につき60分(1コマ)程度を原則としています。 (目安時間は講義メニュー一覧をご参照ください。) ・内容が決まっていない場合でもご相談に応じます。 ・最新情報は、新潟県弁護士会HP「弁護士と学ぼう！」 (http://www.niigata-bengo.or.jp/)にて随時更新しています。 					<p>弁護士と学ぼう！</p> 	
<p>☆FAX又はメールで申込可能です☆ FAX番号025-223-2269 メールbengoshitomanabou@gmail.com 【必要事項】 学校名(または団体名)・住所・電話・FAX ご担当者氏名・メールアドレス 希望日時(第1~第3希望までお書きください) 対象 生徒(年生)・教員・PTA・その他 概算人数(人程度) 希望内容(メニュー番号またはご自由にお書きください)</p>							<p>↓メールアドレス↓</p> 